

事業主の皆さまへ

熱中症対策が義務 になりました！

(令和7年6月1日施行)



～知ってほしい法改正のポイント～

WBGT 28度以上又は**気温 31度以上**の環境下で、
連続 1時間以上又は**1日 4時間を超えて**実施
が見込まれる作業を行う際に

- 1 熱中症の自覚症状がある作業者
熱中症のおそれがある作業者を見つけた者

が、その旨を報告するための**体制をあらかじめ定め**
関係作業者に対して周知をすること。

- 2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に**迅速**
かつ**的確な判断**が可能となるよう、
緊急連絡網
緊急搬送先の連絡先及び所在地
等を**作成し、関係作業者へ周知**すること。
作業離脱
身体冷却
医療機関への搬送
等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置
の**実施手順を作成し、関係労働者へ周知**すること。

福井労働局にて
「**STOP！熱中症クールワーク**
キャンペーン実施中！」



キャンペーン詳細
はこちらのQR
コードから



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

大野労働基準監督署

R7.7

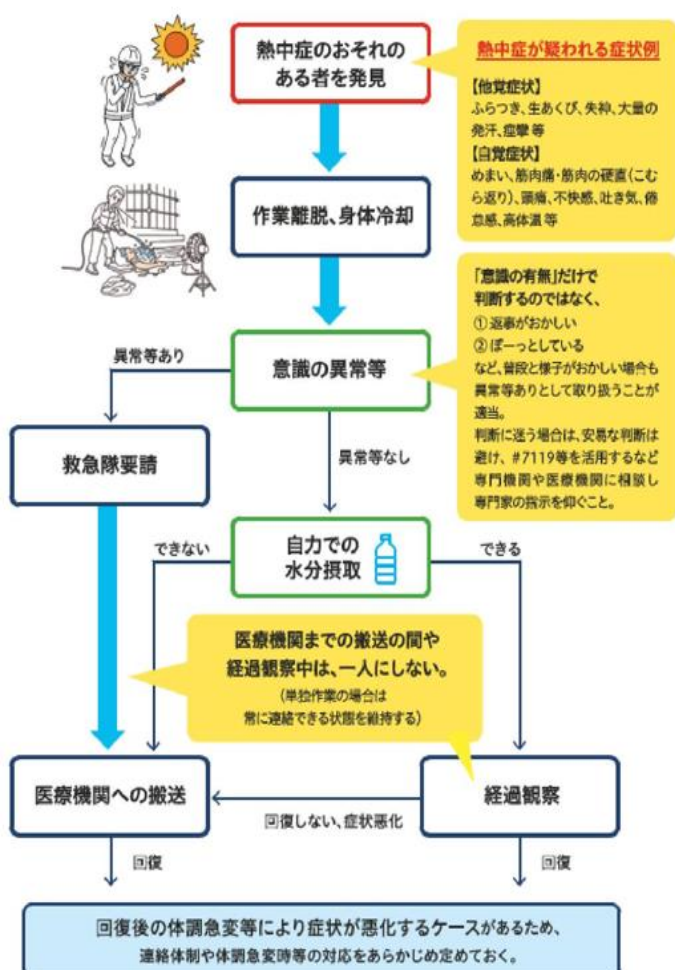
昨年（令和6年）熱中症の発生事例（抜粋）【大野署管内】

月	年代	気温	事案の概要
7月	30代	34℃	8時から電線工事に従事、高所作業で炎天下の中、日差しなく、大量の発汗あり。午前・昼休憩まで異常なかったが、13時過ぎに吐き気を感じた。 14時ごろ高所作業中におう吐したため、作業を中断し地上にてOS-1を補給し、身体の冷却、安静措置を講じたうえで医療機関に搬送した。
8月	30代	35度	6時から里芋畑で除草剤の噴霧作業に従事、1時間おきにテントで小休憩を取りながら作業を継続したところ、11時ごろにトイレに行く途中で気を失い倒れた。同僚が服を脱がして身体の冷却を試みたが、体調が回復しないため医療機関に搬送した。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情に合った内容にしましょう。

【例1】



【例2】

